

生涯にわたる個人健康情報管理の 実現に向けて ～医療等IDのあり方について～

2014年4月15日

東工大 社会情報流通基盤研究センター

平良 奈緒子

医療情報管理の現状

<環境背景>

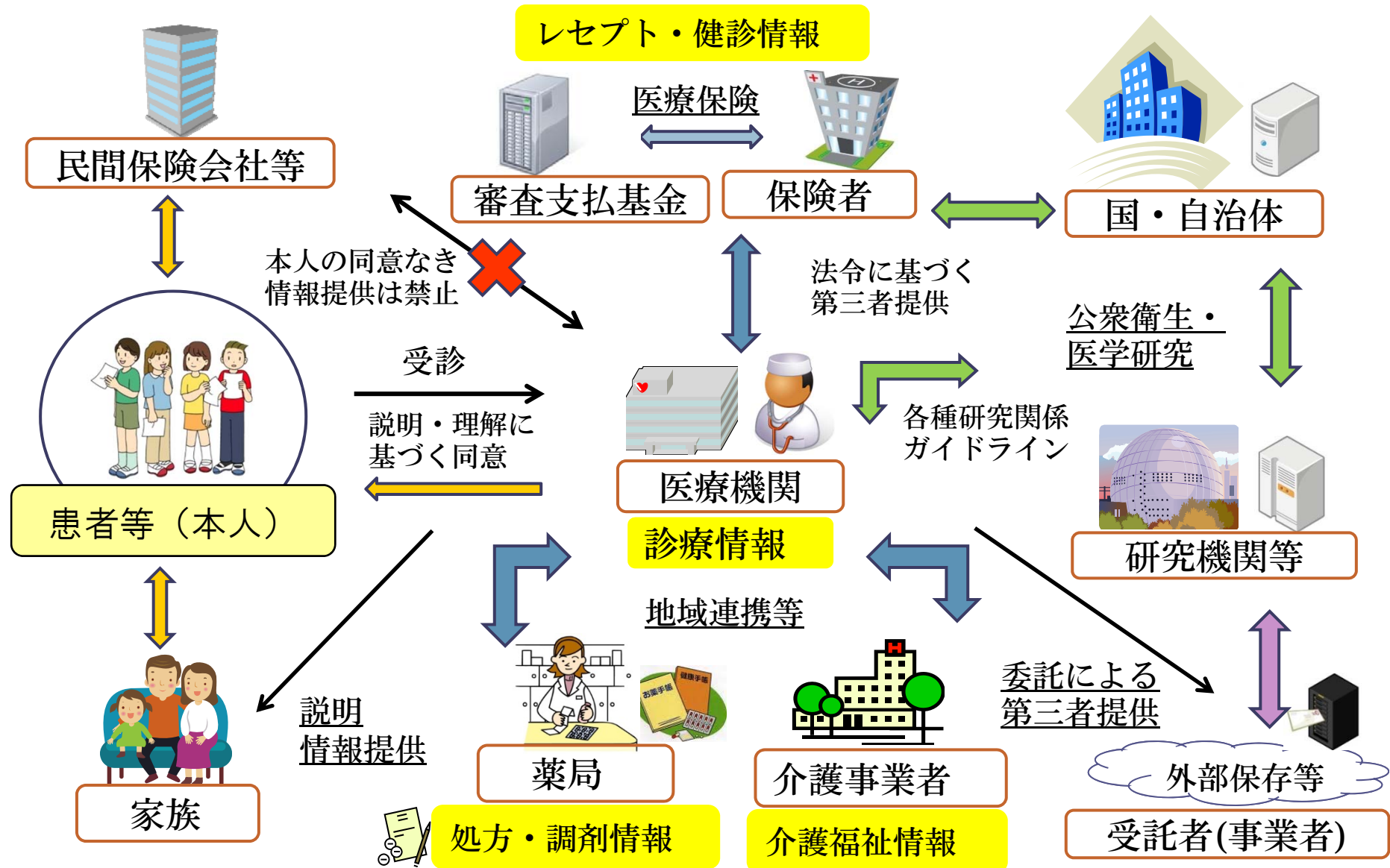
患者の権利－国民皆保険とフリーアクセス

✚ 診療情報の分散管理と保管義務

診療記録は医療機関毎に一定の期間保管される。

→ 診察券番号や利用者番号を用いて本人特定を実施、
診療情報は各医療機関毎に分散管理されている状況。

医療等分野における主な情報の流れ



医療情報の保護と利活用のための環境整備 に際した基本的な考え方

- ✚ 医療等分野は関係機関間での地域連携や他職種間連携の他、医学研究等への情報の利活用が望まれる。
- ✚ 取り扱う情報は**生命・身体・健康等**機微性の高い情報が多く、情報の保護と情報共有の間でのバランスに配慮すべき課題がある。

⇒ 医療等分野に利用を限定した番号、保護措置などの個人情報保護法第6条に基づく 格別の措置としての保護ルールの整備を含めた対応が求められている。

(医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書より)

共通番号の施行

平成25年5月、「共通番号法」が成立した。平成28年1月運用開始予定の共通番号は社会保障・税に関わる分野の法定業務に利用が限定され、情報連携のために必要な本人識別、機密保護、証跡確認、分散管理を行う。

<共通番号の社会保障分野における適用範囲>

- ✚ **年金分野**-年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。
- ✚ **労働分野**-雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。
ハローワーク等の事務等に利用。
- ✚ **福祉・医療・その他分野**-医療保険等の保険料の徴収等における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

個人識別子としての番号

＜番号の一般的な機能＞

- ①本人証明- サービス提供者に対して本人であることを示す
- ②管理番号- サービス提供者が個人の情報の紐付けに利用
- ③連携番号- 異なるサービス提供者間で一意の人物を特定する

＜各種番号＞

住民票コード、基礎年金番号、
健康保険証の記号番号、医療機関の診察券番号
運転免許証、パスポート番号、
社員証、学生証、会員カード等

共通番号制度の要素

①付番

- ✚ 悉皆性（住民票を有する全員に付番）
- ✚ 一意性（1人1番号で重複の無いように付番）
- ✚ 視認性 民官の間で流通させて利用可能な見える番号
- ✚ 最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている。

②**情報連携**-複数の機関間において、それぞれの機関毎に管理されている同一人の情報を紐付けし、相互に利用する仕組。

③**本人確認**-個人が自分が自分であることを証明するための仕組。個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組。

共通番号の医療等分野での利用範囲

医療保険等の保険料の徴収等における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等、現金給付に関するものに限定されている。

- ✚ 納税者番号 (A1 ドイツ型; 税務のみ)
- ✚ 現金給付 (B1 アメリカ型; 社会保障の現金給付)
- ✚ 現物給付 (B2 アメリカ型; 社会保障の情報サービス)
- ✚ 官民連携 (C スウェーデン型)

共通番号の
利用範囲

医療等の分野
における
サービス

医療情報はB2の範囲に該当するため、共通番号を付した情報連携を行うことは番号法の範囲外とされている。

従って、診療情報は共通番号とは結びつかない。

医療等ID導入の必要性

- ✦ 医療等分野の情報連携を行う医療等サービス提供者等に利用者を限った基盤を構築することにより、一般に機微性の高い情報を含む情報連携の安全性を高めることができる。
- ✦ それぞれの医療機関等における情報の分散管理を前提とした設計とすることで、医療等に関する情報が一元的に管理されることに対する不安を払拭する。
- ✦ 個人識別のシステムを医療等分野とそれ以外とで区分することで、万が一、ID 情報が漏示した場合にも、連携を切ることで被害を抑えることが可能となる。

医療等IDのあり方に際して検討すべき項目

- ① 共通番号の利用範囲外の機関間における情報連携（医療等に関する個人情報のみを連携する）の為の識別子としての要件定義。
- ② 国民皆保険制度に則した悉皆性と一意性を満たしたIDを付番する仕組み。
- ③ 視認性の必要性の有無についての検討。
- ④ 情報連携基盤について。
- ⑤ 医療等IDの利用者の範囲。

医療等IDとは、医療等分野内において確実な本人情報の紐付け・医療等情報の共有化を実現し、**時間軸・空間軸にとらわれない、継時的かつ連続した診療情報の集積**を目的とするIDである要件を備えなくてはならない。

公的な各種個人番号の性質

個人番号	利用範囲
住民票コード	番号の利用範囲を限定し、範囲外での利用を法令で禁止。
基礎年金番号	〃
共通番号	〃 番号法 - 別表2に記載されている115の法定業務
医療等ID	分野内に利用を限定し、範囲外での利用を禁止することが必然

個人番号	発番に用いた台帳
住民票コード	住民基本台帳
基礎年金番号	年金手帳、後に住基ネットと突合
共通番号	住民票コード（住基ネット）
医療等ID	新規作成（共通番号と保険証の記号番号の突合）

医療等IDの適用範囲に関する考え方

現状では医療情報は、診療技術の発展、疫学的価値創出などの学術研究、医療政策の立案などに利用されている。

- 1次利用 - 診療行為など直接本人の益に資する場合
患者個人を識別しなくてはならない。
- 2次利用 - 医療資源の適切配分など、間接的に還元する場合**匿名化を前提とするため、患者個人を識別する必要はない。**

→ 医療等IDの利用は**医療情報の一次利用時に限るべき**と考える。

管理・連携番号としての機能

- ① 本人とサービス提供者及び特定の第三者による番号の取得・確認・利用が認められているもの、（後に、「見える番号」と定義）
- ② 本人とサービス提供者間で直接的に用いられるもの

個人番号	第三者による取得・確認・利用の有無
住民票コード	法令で第三者による番号の取得を禁止。
基礎年金番号	本人及び日本年金機構以外の <u>特定の第三者</u> である雇用主が、被雇用者の年金保険料の納付を行うため、基礎年金番号を取得する。
共通番号	<u>特定の第三者</u> である雇用主が、被雇用者の共通番号を取得して源泉徴収した所得税の納付書に記入し、申告を行う。
医療等ID	IDの利用は医療情報の1次利用に限定されるため、第三者による取得は想定し難い。

番号の周知範囲

- 結果的に番号を知る立場になる範囲。
- 後に、「広く知られる」番号と定義。

個人番号	番号の周知範囲
住民票コード	居住する自治体等、利用業務は限定される。
基礎年金番号	年金業務範囲に限られ、保険料の納付時に雇用主が取得。
共通番号	社会保障・税分野、今後は多くの経済活動に利用される想定。
医療等ID	皆保険制度に基づく「フリーアクセス」により、また、生涯を通じた ライフステージの変遷にも伴い、相当数の医療機関・薬局に周知されるものと考えられる。 また、上記3つの番号とは異なる「民一民」の情報連携も含む。

既存の個人番号との相違

番号種別	利用範囲(利用機関)	発番に用いた台帳	見える番号 (第三者による番号取得の可否)	広く知られる
住民票コード	行政サービス (住基法別表に記載される機関)	住民基本台帳	×	×
基礎年金番号	年金業務 (全国健康保険協会)	年金手帳 後に住基ネットと突合	○	×
共通番号	社会保障・税分野	住民票コード (住基ネット)	○	○
医療等ID (案)	医療・介護分野	新規作成 (共通番号と健康保険証記号番号)	×	民間も含む

医療等IDは既存の個人番号とは異なる性質となることが想定される為、既存の番号の流用は出来ない。

個人健康情報管理 実現への展望

<環境の整備>

- 共通番号の運用開始に伴い、健康保険者において共通番号と保険証の記号番号の紐付を行う台帳の整備が可能となる。
- 医療等情報中継DB（仮称）の構築の検討

<期待される機能>

- 個人番号カードが有するJPKIの認証機能を用いることで、本人確認を実施し、医療等IDと紐付を行う。
- マイポータルが備えとされるプッシュ型情報の受皿としての仕組みを活用することで、各医療機関に散在する自身の医療情報を医療等IDを用いて収集・管理することが期待できる。



生涯にわたる個人健康情報管理の実現への期待

参考-医療情報の二次利用の事例

「医療等に関する個人情報」の利活用にあたっての取扱ルール

		ケース	取扱いルール
1	医療等の提供目的での情報の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関間の地域連携 ・専門医との連携 ・介護保険における要介護・支援認定のための情報提供 ・介護のケアプラン作成のための情報提供 ・訪問看護、訪問リハビリ等の利用 ・居宅サービス実施のための情報共有 ・入所施設から医療機関への情報提供 ・児童福祉サービスのための情報提供 	通常必要と考えられる利用範囲を揭示等により明らかにし、患者、被保険者等から特段の意思表示がない場合には 黙示の同意を得られているものとする （個人情報保護関係ガイドライン）
2	医療保険者における情報の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険被保険者資格の取得・喪失事務 ・健康の保持増進のための健診、保健指導及び健康相談のために、医療保険者が保有する健診情報などの情報を活用するケース ・医療保険者が、被保険者の医療に関する情報を活用して、医療費分析・疾病分析を行うケース 	本人同意は不要
3	法令に基づく情報の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等が、医療法・介護保険法・児童虐待防止法に基づいて、関係機関に診療情報等を提供するケース ・感染症予防法に基づき、従事者・国民への情報提供に役立てるため、医療機関等が診療情報等を保健所等提供するケース ・刑事訴訟法に基づき、医療機関等が、警察や検察等の捜査機関が行う照会に対して、診療情報等を提供するケース ・保険者が、高齢者医療確保法に基づき、医療費適正化計画の作成等のための調査・分析等に役立てるため、レセプト情報を厚生労働省に提供するケース 	本人同意は不要
4	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき	<p>(1) 安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等が、意識不明で身元不明の患者について、関係機関からの照会や、家族又は関係者等からの安否確認に対して、必要な診療情報等の提供を行うケース <p>(2) 家族等への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等が、意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明するケース ・医療機関等が、大規模災害等で非常に多数の傷病者が一時に搬送された場合に、家族等からの問い合わせに対して、診療情報等を提供するケース 	本人同意は不要

「医療等に関する個人情報」の利活用にあたっての取扱ルール

		ケース	取扱いルール
5	公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき	(1) 地域がん登録 (2) がん検診 (3) 予防接種履歴 (4) 児童虐待 (5) 医療事故	本人同意は不要
6	国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	(1) 統計調査 ・ 医療機関等が、統計法第2条第7項の規定に定める一般統計調査に協力するため、診療情報を提供するケース (2) 警察からの照会 ・ 医療機関等が、災害発生時に警察から負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会された場合等、公共の安全と秩序の維持の観点からの照会に対して、診療情報等を提供するケース	本人同意は不要
7	学術研究、教育のための情報の利活用	(1) 臨床研究 (2) 疫学研究等 (3) 医学教育	個人情報を連結不可能匿名化した情報及び連結可能匿名化した情報であって研究を行う機関において対応表を保有していない場合は、個人情報に該当しない。
8	災害対策のための情報の利活用	災害時要支援者の支援リストの作成など災害時の対応に備えるために、行政機関等に対して医療機関等が診療情報等を提供するケース	本人同意は必要
9	その他	(1) 外部監査機関からの監査 (2) 民間保険会社からの照会 (3) 報道機関からの照会 (4) 学校・職場からの照会	本人同意は必要

『「医療等に関する個人情報」の利活用にあたっての取り扱いルールについて』参照

現状のレセプト情報・特定健診情報の収集・保管・利用の例

